

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

2026（令和8）年1月28日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 理事長 橋木 等

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

イベントチラシへの広告の掲載

#### (2) 内容

佐賀県医療センター好生館（以下本項において「当館」とする。）が主催する一般県民向け及び医療従事者向けのイベントに関し、当館が作成する集客チラシ等の紙媒体又は電子媒体に、おもて面全体の32分の1のスペースを超えない範囲で事業者の名称及びロゴを掲載することにより、事業者の広告宣伝の機会を提供するもの。

#### (3) 広告掲載の対象

以下のア及びイのイベントに係る集客チラシ等であって、2026（令和8）年3月1日から2027（令和9）年2月28日までの間に発行するもの。

##### ア 一般県民向け

名称	実施回数
看護の日イベント	年1回
県民公開講座	年1回
なごみの会	毎月1回
アピアランスケア相談会	毎月1回
子育てサロン	毎月1回

##### イ 医療従事者向け

名称	実施回数
好生館シンポジウム	年1回

### 2 入札参加資格に関する事項

#### (1) 次に掲げる要件のすべてを満たした者でなければ本件に係る一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

エ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のbからgに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ａ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - c 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札手続に関する事項

#### (1) 担当部署

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地  
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 事務部 財務課 契約係  
電話番号 0952-28-1153  
ファックス番号 0952-28-1253  
電子メールアドレス keiyaku@koseikan.jp

#### (2) 附属書類の交付期間及び交付方法

2026（令和 8）年 1 月 28 日（水）から 2 月 12 日（木）までの間、佐賀県医療センター好生館のホームページ（<https://www.koseikan.jp/>）に掲載する。

#### (3) 質問の提出期間、提出方法及び回答方法

##### ア 提出期間

公告の日から 2026（令和 8）年 2 月 12 日（木）午後 5 時 15 分まで

##### イ 提出方法

質問書（様式第 1 号）を 3 の(1)の電子メールアドレスあてに提出すること。なお、電話での問合せには応じない。

##### ウ 回答方法

すべての入札参加資格者の質問を取りまとめのうえ、2026（令和 8）年 2 月 16 日（月）を目途にすべての入札参加資格者に回答する。

#### (4) 入札参加届（様式第 2 号）の提出期限及び提出方法

##### ア 提出期限

2026（令和 8）年 2 月 12 日（木）午後 5 時 15 分まで

##### イ 提出方法

担当者届（様式第 3 号）を添えて 3 の(1)の担当部署に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

#### (5) 入札参加資格の確認結果通知

2026（令和 8）年 2 月 16 日（月）を目途に書面にて個別に通知する。

#### (6) 入札書（様式第 4 号）の提出方法

3 の(7)のイの場所に持参すること。

#### (7) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

2026（令和 8）年 2 月 20 日（金）午前 10 時 00 分

イ 場所

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 病院棟 2 階 応接・会議室 A

(8) 入札に関する事項

ア 入札は、入札参加資格者又はその代理人が行うものとする。

ただし、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状（様式第 5 号）を提出しなければならない。

イ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）を記入すること。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札を行った入札参加資格者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。なお、この場合において、入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、本入札事務に關係のない当法人職員を立ち会わせて行う。

(10) 交渉権者及び交渉順位の決定方法

ア 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額以上の金額をもって入札を行った者を、交渉権者とする。

なお、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額以上の金額をもって入札を行った者がいる場合は、再度入札（第 1 回目を含め 2 回を限度）を行う。

イ 交渉権者が複数ある場合は、入札金額の高い者から順に交渉順位を付するものとする。

ただし、最も入札金額の高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。

なお、この場合において、くじを引かない者があるときは、本入札事務に關係のない当法人職員にくじを引かせるものとする。

(11) 交渉の実施及び契約の相手方の決定

ア 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、直ちに最高順位の交渉権者から価格交渉を行う。

イ 交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とする。

ウ 交渉権者との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者と価格交渉を行う。

(12) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 本入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 金額を訂正した入札書を提出した者

カ 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効であると認められる入札書を提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札を行った者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(13)入札書の書換え等

入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回を  
することができない。

(14)入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合の損害は、入札参加資格者の負担とする。

ア 天災その他のやむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

イ 入札参加資格者及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、  
又は行おうとしていると認められるとき。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号  
の規定により免除する。

(4) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(5) 提出された書類、資料等の取り扱い

提出された書類、資料等は、返却しない。

なお、提出された書類、資料等は、本業務の目的以外の目的には使用しない。

(6) 談合情報

ア 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表する  
ことがある。

イ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約  
を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。

(7) その他

本入札の執行については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程及び  
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則の定めるところによ  
る。

[附属書類]

- ・ 広告掲載契約書（案）